## 裁判員制度大改革から思うこと

先日NHKで裁判員制度大改革関連番組が、2夜連続で放送されていた。5年後から一般市民6人が、プロの裁判官と共に裁判に立ち会い、判決に携わることになる制度である。1/13の確率で裁判に携わることになることは、他人事では済まされないということだろう。今のデ-タでは、多くの方が裁判に携わりたくないと思っているようである。さもあらん。裁判に携わるということは、被告という人の行為に向き合うことは、自分の生命観、倫理観、正義感、社会観、等々に向き合う作業だけにしんどいと思う。

だが考えように寄っては、「隣は何をする人ぞ」とか、「コミュニケーションが希薄な地域社会」等々の風潮からすれば、一般市民の我々が、正に社会構成の一員としての自覚を問われることに繋がるこの改革は、少なからず社会連帯の効果を生むのでないかと思う。一般市民としての意識改革が、同じ社会を構成する存在である障害者、高齢者、等々への見方も変わってくる波及効果がありそうな気がするが、あまりにも楽観的過ぎるかな。

話は飛ぶが、裁判の判決を下すまでには、その人の生い立ちからも検証し、見方の異なるサイドからさえその道のプロが証言する機会がある。更なる検討の余地として、三審制も保障されている。人間の一つの行為をこんなにも日数をかけ、色んなたくさんの証人の意見を聞いて判定するのに、なぜ、障害児の行為をいとも簡単に判定するのか?と、特に知的障害に関して、ず~と疑問に思っている。

心理判定と称するプロ?という名の一人が短時間にテストや行動観察と称する限定場面で係わる作業だけで、「 障害」と判定し、その程度まで判定してしまう。人の行為の意味は、そんなに直ぐに解り、判定できるものなのだろうか。裁判では、その人の更正等を考慮し執行猶予をつけるかどうかさえも検討されるというのに、障害児には判定だけで、その判定結果が一生ついてまわるのに、先々の生活へのアドバイスは殆ど聞かない。

私は現職時代、療育手帳再判定にきたプロ?に、最初に「再判定で障害というレッテルを再認するだけでは、この子の先々の生活に何の意味もない。これからどう係ればいいのか、判定から見えてくるアドバイスをお土産に置いてから帰ってくれるように」と話した。

やはり折角プロ?がくるのですから、単に判定だけでなく、当事者に少しでも役立つア ドバイスが欲しいですよね。